一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　「令和4年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況（累積違反点数）			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和4年2月16日	株式会社りさな観光 （法人番号6310001016413） 代表者川尻照幸 長崎県西海市西彼町鳥加郷2318番地	本社営業所 長崎県西海市西彼町鳥加郷2318番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年1月24日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)運行指示書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第28条の2第1項）、(2)運送引受書の記載事項不備違反（運輸規則第7条の2第1項）、(3)乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）、(4)運転者に対する指導監督違反（運輸規則第38条第1項）	0点	0点	0点	0点
令和4年2月24日	有限会社朝田タクシー （法人番号2290002056547） 代表者伊藤満寿男 福岡県うきは市浮羽町朝田645番地	田主丸営業所 福岡県久留米市田主丸町長栖776-1	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年10月7日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第25条）、(2)運送引受書の記載事項不備違反（運輸規則第7条の2第1項）	0点	0点	0点	0点